

平成26年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応区分
P 5 3	第2 道路及び橋梁 5 台帳等管理に関する事項	<p>道路及び橋梁の重要な破損及びその修繕実績については、台帳に記録され、管理されるべきである。</p> <p>新橋について、接合部伸縮装置に破損箇所が見受けられた。定期点検において「伸縮装置の損傷」として修繕計画に織り込まれているとのことであるが、事実としての伸縮装置の損傷及びその修繕予定を台帳に記載され、管理されるべきと考える。</p> <p>修繕や舗装についてある一定の金額的重要性の基準や、路線の重要性による優先順位を設けて記載の要否を判断することも容認されるところと考える。</p>	道路管理課	<p>道路の修繕実績については、平成27年度から実施している路面性状調査の結果一覧表に補修履歴欄を設けており、比較的規模の大きい1千万円以上の補修工事のうち舗装補修工事について、当該補修履歴欄に追記し、管理してまいります。道路の破損については、要望処理票に記録し、管理してまいります。</p> <p>橋梁については、平成28年4月に補修履歴台帳を作成済みであり、重要な破損及びその修繕実績を当該台帳に記録し、管理してまいります。</p>	措置済
P 5 5	第2 道路及び橋梁 5 台帳等管理に関する事項	<p>道路台帳及び橋梁台帳の成果物の受領時には、記載漏れ又は不備の有無について慎重に検証する必要がある。</p> <p>新田川子岩線2号橋について、台帳に貼付される案内図の現況との不整合が認められた。原因は台帳補正業務の請負業者が案内図を取違えて貼付したことによるものであるが、台帳の納品時に適切に検収を実施していれば発見されていた可能性のある不整合である。</p>	道路管理課	<p>平成27年度の道路台帳及び橋梁台帳の成果物の受領時には、複数人で検査を実施し、記載漏れや不備がないことを確認しました。今後も、台帳の成果物を受領する際は、複数人で検査を行うこととし、受託業者に対しても、成果物の検査を徹底するよう、指導してまいります。</p>	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応区分
P 6 2	第3 河川・港湾事業 2 台帳等管理に関する事項	<p>河川の利用状況管理のため定期点検を実施し、点検時に占用許可がなされていない河川の不法占用を識別した場合には、遅滞なく、不法占用者に撤去もしくは占用許可申請の提出を促すべきである。</p> <p>護岸内に菜園等としての使用が認められたが、河川台帳への占用物の記載はなされていなかった。護岸内の構造物に対して構造の変更がなされているおそれがある点、及び公共物利用に関する行政サービスの公平性の観点からは、定期点検計画を策定し、点検時に占用許可を得ていない不法占用を発見した場合には、不法占用者に撤去もしくは申請書の提出を促すなどの対策をとるべきである。</p>	土木課	<p>平成28年4月から7月にかけて準用河川の点検を実施しました。</p> <p>今後は、準用河川の定期的な点検を年に1回以上行うとともに、準用河川付近で現地立会等があった場合は、随時現地の確認を行います。</p> <p>また、点検等により不法占用を発見した場合は、不法占用者に対し撤去又は占用許可申請の提出を求めるなどの是正措置を行います。</p>	措置済
P 6 2	第3 河川・港湾事業 2 台帳等管理に関する事項	<p>護岸その他の構造物に対して行われた変更を適時に河川台帳に反映させるべきである。</p> <p>準用河川については、平成19年度に業務委託により台帳を作成しているが、その後の更新はなされていない。多額の費用をかけて河川台帳を整備したのであるから、台帳整備後に護岸その他の構造物に変更が生じた場合には、その変更を河川台帳に反映させるのは当然のこと、河川台帳の記載事項については、定期的に現況との整合性を確かめ、更新するべきである。</p>	土木課	<p>河川台帳作成後から平成28年3月までの改修事業や占用等により護岸その他の構造物に変更が生じたものについては、平成28年6月までに台帳に反映させました。</p> <p>今後は、改修事業や占用等により生じた変更について年に1回確認し、台帳に反映させていきます。</p>	措置済

(公表日：平成28年8月30日 通知日：平成28年8月15日法第20号)